

私のしごと館の廃止について

- 「雇用・能力開発機構の廃止について」(平成20年12月24日閣議決定)において、「私のしごと館業務は、遅くとも平成22年8月までに廃止する。その際、売却を含めた建物の有効活用に向けた検討を行うとともに、廃止に伴うコストの最小化という点に配慮する。」こととされた。
- 厚生労働省としては、上記の閣議決定を踏まえるとともに、既存予算の見直しの観点から、**私のしごと館業務を平成22年3月で廃止することとした。**
- 業務廃止後の建物等の活用については、有識者からなる「私のしごと館に係る建物等の有効活用検討会」で検討しており、本年中に方向性をとりまとめる予定。

私のしごと館の概要

- ・ 主として中学生・高校生を対象に、職業意識の効率的かつ効果的な形成等を図るため、様々な職業体験機会、体系的な職業情報及び相談等をワンストップで提供
- ・ 関西文化学術研究都市(京都府)に設立 (平成15年3月)
- ・ 建設費 581億円 (土地・建物等)
- ・ 簿価 269億円 (土地・建物等)(平成20年度末)
- ・ 雇用保険料(事業主負担分)及び入館料等で運営
- ・ 収支(平成20年度) 収入:運営費交付金 11.4億円、自己収入額 0.7億円
支出:運営支出額 12.1億円
- ・ 来館者数 30.8万人(平成20年度)
- ・ 平成20年9月からは、2年間の契約により運営を株式会社コングレに委託

私のしごと館に係る建物等に関する指摘

雇用・能力開発機構の廃止について(平成 20年12月24日閣議決定)

私のしごと館業務は、遅くとも平成22年8月までに廃止する。その際、**売却を含めた建物の有効活用に向けた検討を行う**とともに、廃止に伴うコストの最小化という点に配慮する。

今後の「私のしごと館」のあり方について (私のしごと館のあり方検討会報告書)(要約)
(平成20年12月10日公表)

今後の私のしごと館事業については、さらなる国費(事業主拠出の雇用勘定)を支出しない、即ち国の事業としての私のしごと館事業を廃止するという前提に立つ必要。また、巨額の解体費用や違約金等更なる費用の投入を招くことのないよう、**今後のあり方について委託契約期間中に十分な検討を行う必要。**

具体的な対応としては、次のような点について最大限の配慮が必要。

- ①委託契約期間(平成22年8月まで)の遵守
- ②建物を取り壊さないこと
- ③**建物の有効活用に向けた検討を行うこと(地元関係者の意向を踏まえ、調査・検討の実施)**

雇用・能力開発機構の存廃についての方針(大綱) (行政減量・効率化有識者会議)
(平成20年9月17日)

(私のしごと館部分抜粋)

巨額の総工費をかけて土地、建物を整備したにもかかわらず、毎年の運営費を雇用保険料で赤字補填し、今後の計画においても赤字解消の目途が立たない「私のしごと館」業務は、廃止する。

ただし、施設そのものについては**直ちに取壊すことなく、国において、一定期間をかけ、民間の知見も活用しつつ、既に投入した雇用保険料負担の最小化と施設の有効利用の観点から望ましい利用形態や売却先を検討する。**

私のしごと館の施設の概要

(1) 場所

関西文化学術研究都市(京都府) 精華・西木津地区

(2) 施設規模

敷地面積 83,000m² 建物延床面積 35,000m²

(3) 竣工年度

平成14年度

(4) 構造

RC造 3階建

(5) 駐車場

大型車 32台、普通車235台

(6) アクセス

- ・近鉄京都線「新祝園」、JR学研都市線「祝園」下車
→奈良交通バス(36・47系統)7分「私のしごと館」下車すぐ
- ・近鉄けいはんな線「学研奈良登美ヶ丘」下車
→奈良交通バス(47系統)15分「私のしごと館」下車すぐ
- ・京奈和自動車道「精華学研IC」よりすぐ



(7) 施設の簿価(平成20年度末)

建物及び構築物 251億円 土地 18億円

(8) 地区計画

文化学術研究ゾーンに指定(現在は、条例により、住宅、店舗、ホテル、旅館、運動施設、劇場、倉庫、工場等としての利用が制限されている。)

私のしごと館の用地に関する用途規制等について

建築、用途変更の制限

精華町及び木津川市の条例により、以下の建築物を建築し、又は以下の建築物に用途変更することを制限

- 1 住宅、兼用住宅、共同住宅及び寄宿舍(研究所及び研修所に附属する研究者等のための居住施設及び研究用住宅等は除く)、下宿
- 2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令で定めるもの(研究所及び研修所に附属するもの、又は床面積が1,500平方メートル以下は除く)
- 3 ホテル及び旅館(研究所及び研修所に附属する宿泊施設は除く)
- 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設(研究所及び研修所に附属する施設は除く)
- 5 カラオケボックスその他これに類するもの
- 6 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 7 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 8 劇場、映画館、演芸場及び観覧場(研究所及び研修所に附属するものは除く)
- 9 幼稚園、小学校、中学校
- 10 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 11 公衆浴場
- 12 診療所
- 13 自動車教習所
- 14 自動車車庫(附属車庫は除く)
- 15 倉庫業を営む倉庫
- 16 畜舎(15平方メートル以下は除く)
- 17 自動車修理工場
- 18 法別表第二(リ)項第三号に掲げる事業を営む工場
- 19 法別表第二(リ)項第四号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの

※18.19は、引火性ガスや溶剤、材料等の工場、危険物の貯蔵又は処理施設など

景観法の制限

京都府景観条例による景観形成上の制限

緑化面積 敷地の30%以上
壁面後退 精華大通り境界から40m以上

高さの制限

精華町及び木津川市の条例により、建物の高さを制限

建物高限度 31m以下

大規模小売店舗の制限

精華町及び木津川市の条例により、大規模小売店舗の建築を制限

建物内の店舗総床面積が1,000㎡超
集客施設の総床面積が10,000㎡超

〔なお、しごと館西部に誘導地区があり、ホームセンター、スーパーマーケット、家電量販店、レストラン等が進出〕